

加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則及び各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則及び各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則

(加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部改正)

第1条 加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則(平成15年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(駐車場利用料等) 第7条 [略] 2 駐車場利用料は、月額 <u>3,500円</u> とする。 3・4 [略]	(駐車場利用料等) 第7条 [略] 2 駐車場利用料は、月額 <u>7,000円</u> とする。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部改正)

第2条 各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則(平成17年岩手県規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員駐車場利用料等) 第7条 [略] 2 職員駐車場利用料の額は、月額 <u>1,260円</u> とする。 3・4 [略]	(職員駐車場利用料等) 第7条 [略] 2 職員駐車場利用料の額は、月額 <u>2,520円</u> とする。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。